

# SDGsおおたスカイパートナー認定制度 申請の手引き



令和6年9月  
大田区

SDGsおおたスカイパートナー認定制度  
申請の手引き

目 次

1. SDGsおおたスカイパートナー認定制度の概要.....	1
(1)SDGs(持続可能な開発目標)とは？.....	1
(2)大田区SDGs未来都市計画.....	1
(3)SDGsおおたスカイパートナー認定制度の目的.....	2
(4)認定によるメリット.....	2
2. SDGsおおたスカイパートナー認定制度の対象.....	3
3. 登録の申請.....	3
(1)認定までの流れ.....	3
(2)申請期間.....	3
(3)申請方法.....	3
(4)記入方法等.....	4
(5)認定基準.....	7
(6)認定の有効期間.....	7
(7)区HP等での公開.....	7
4. 登録内容の変更.....	7
5. 認定の辞退.....	8
6. 認定の更新.....	8

【お問い合わせ先】

〒144-8621 大田区蒲田五丁目13番14号

大田区役所 企画課 政策・企画担当(SDGs)

TEL: 03-5744-1538

メールアドレス: [sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp](mailto:sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp)

# 1. SDGsおたスカイパートナー認定制度の概要

## (1)SDGs(持続可能な開発目標)とは？

- ・平成27年(2015年)に国連で採択された「2030アジェンダ」に掲げられた、国際社会全体で取り組むべき世界共通の目標です。
- ・SDGsでは「誰一人取り残さない」ことをキーワードに、国や自治体、事業者、区民など全てのステークホルダーが役割を担い、SDGsに掲げられた17のゴールと169のターゲットの達成を目指して取り組むことが求められています。

### 【SDGs に掲げられた17のゴール】



## (2)大田区SDGs未来都市計画

- ・大田区はSDGsの達成に向けて優れた取組を提案する都市として、内閣府から令和5年度(2023年度)の「SDGs未来都市」に選定されるとともに、その中でも特に優れた先導的な取組を行う「自治体SDGsモデル事業」にも選定されています。
- ・区のSDGs達成に向けた計画書である「大田区SDGs未来都市計画」では、区の2030年のあるべき姿として「羽田から未来へはばたく おたSDGs未来都市の実現➡～新産業と匠の技が融合するイノベーションモデル都市～」掲げており、実現に向けた様々な取組を行っています。

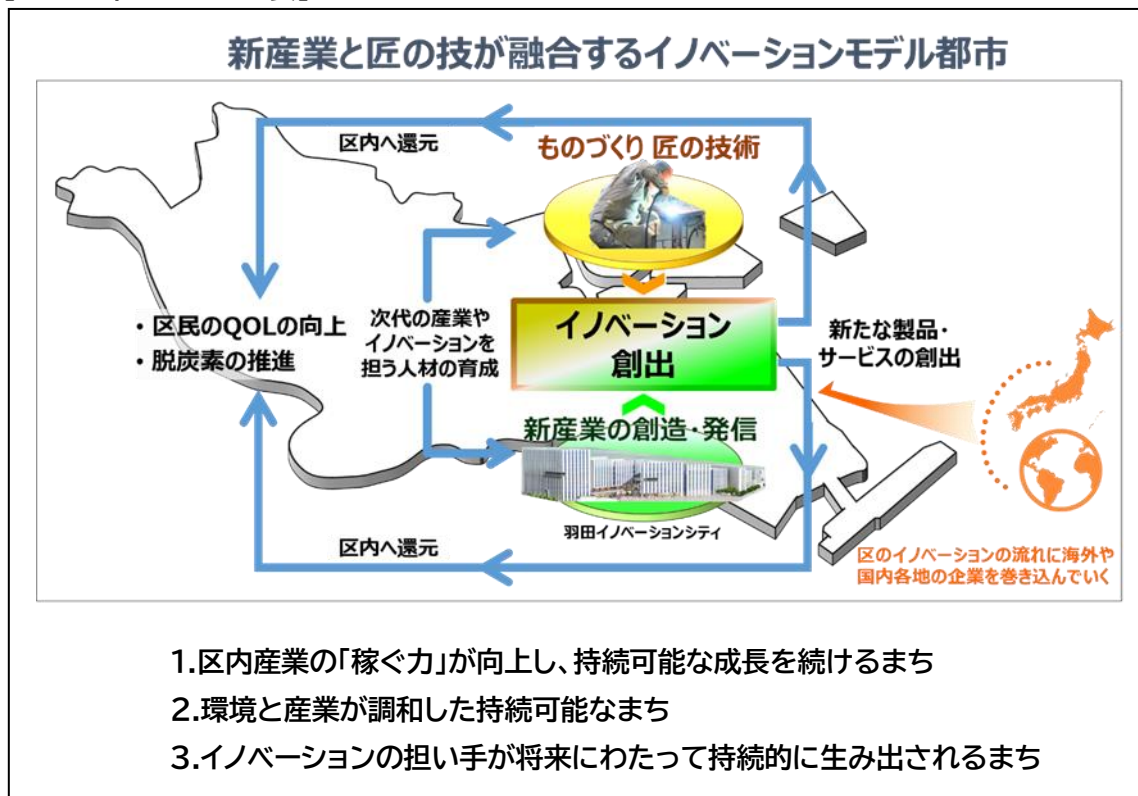
大田区SDGs未来都市計画:

[https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota\\_plan/SDGs/plan/miraitoshikeikaku.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/plan/miraitoshikeikaku.html)



▲未来都市計画はこちら

【2030年のあるべき姿】



### (3)SDGsおおたスカイパートナー認定制度の目的

- ・SDGsの達成に向けて取り組む区内事業者(法人、個人事業主又は団体)を、区が「SDGs おおたスカイパートナー」として認定することにより「見える化」する制度です。
- ・「見える化」を通じて、事業者の認知度向上による事業・活動機会の拡大や地域経済の活性化及び、地域の金融機関・大学等様々なステークホルダーとの連携促進や事業者のさらなるSDGs推進につなげます。

### (4)認定によるメリット

- ・認定証の交付  
認定事業者には「SDGsおおたスカイパートナー」の認定証を交付します。
- ・大田区による積極的なPR  
区ホームページ等にて、認定事業者の事業者名、事業者ロゴ、SDGsおおたスカイパートナー宣言書等の紹介を行います。事業者の認知度向上・イメージアップによる事業機会

の拡大等が期待できます。

## 2. SDGsおおたスカイパートナー認定制度の対象

- ・大田区内に本社(本店)、支社(支店)、営業所等を有し、区内において事業活動を行う法人、個人事業主又は団体
  - ・税金の滞納がない、各種法令に違反していない等、認定事業者として適当であること
- ※認定後に認定事業者として適当でないと認められる事実がある時には、認定を取り消すことがあります。

## 3. 登録の申請

### (1) 認定までの流れ

- ① 区に申請書類を提出 (令和6年9月2日～令和6年11月1日)
- ② 区による申請書類の確認 (令和6年9月～令和6年11月)  
※内容の確認のため、区が電話やメールでご連絡をする場合があります。
- ③ 審査結果通知等 (令和6年12月)
- ④ 認定式 (令和6年12月23日(予定))

### (2) 申請期間

- ・令和6年9月2日(月)から令和6年11月1日(金)まで

### (3) 申請方法

【申請に必要な書類】

- ・区ホームページから次の提出書類の様式をダウンロードし、必要事項を記入の上、申請フォームから申請してください。

申請書等様式:

[https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota\\_plan/SDGs/partner/boshu.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/partner/boshu.html)



▲申請書等様式はこちら

提出書類	
1	SDGsおおたスカイパートナー申請書(第1号様式)
2	SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)

### 【申請方法】

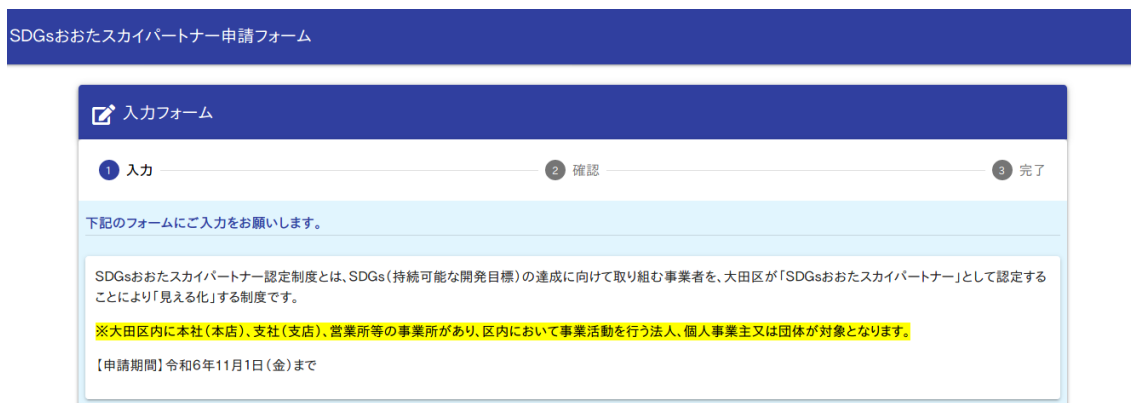
必要書類を添付の上、以下の申請フォームから申請をお願いします。

申請フォーム：<https://logoform.jp/form/8BrJ/626016>



▲申請フォームはこちら

### <SDGsおおたスカイパートナー申請フォーム>



## (4)記入方法等

- ・申請書及び宣言書は Word 様式のまま、形式を変更せずに提出してください。
- ・業種、事業者名、事業者ロゴ、SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)は、認定後に区ホームページにて公開されます。

### ①SDGsおおたスカイパートナー申請書(第1号様式)

- ・本様式は、申請者の基礎情報を確認する様式です。
- ・事業者概要など、必要事項をご記載ください。
- ・「3 提出書類」について、全ての書類が揃っているかチェックしてください。
- ・「5 その他」の項目について、全てにチェックできることを確認してください。チェックできない項目が一つでもある場合は、申請を受理することができません。

### ②SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)

- ・SDGsの実現に向けて、申請者のこれまでの取組・これからの取組等について確認する様式です。

#### i. 事業者情報

- ・事業者名等、必要事項をご記載ください。
- ・ホームページURL、事業者ロゴは任意です。

## ii. 事業者としての2030年のあるべき姿

- ・自社の「事業者としての2030年のあるべき姿」を記載してください。
- ・SDGsは2030年までに目指す、世界の「あるべき姿」を示しています。将来の「あるべき姿」から逆算して、「今何をすべきか」を考えることが大切です。
- ・「事業者としての2030年のあるべき姿」から、「今何をすべきか」、「そのために何が必要なのか」を考えてみてください。





## iii. これまでに取り組んでいる・これから取り組みたいSDGs17のゴール・目標

- ・裏面の「目標の達成に向けた取組内容等」と連動した項目です。「目標の達成に向けた取組内容等」で整理した内容を踏まえ、既に取り組んでいるゴール・目標に「○」、今後取り組みたいと考えているゴール・目標に「●」を記入してください。
- ・1つのゴール・目標の中で、既に行っている取組に加えて、新たな取組を今後行う予定の場合には、○と●を両方記入してください。

## iv. 目標の達成に向けた取組内容等

- ・SDGsの達成に向けて、これまでに取り組んでいる取組を洗い出し、その取組に関連するゴールの番号と具体的な取組内容(概要)を記載してください。
- ・1つの取組に対して、関連するゴールは1つとは限りません。取組に関連するゴールの番号は全て記載してください。
- ・また、iiで記載した「事業者としての2030年のあるべき姿」等を踏まえ、これから行いたい取組について、具体的な内容を記載してください。これまでの取組の継続でも構いませんが、できる限り新しい取組を記載してください。
- ・記載欄が足りない場合は、必要に応じて追加してください。

### 【SDGsの17のゴール(参考)】

 <p>1 貧困をなくそう</p>	<b>目標1: 貧困をなくそう</b> あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<b>目標2: 飢餓をゼロに</b> 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<b>目標3: すべての人に健康と福祉を</b> あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<b>目標4: 質の高い教育をみんなに</b> すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する



<p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p> 	<p><b>目標5:ジェンダー平等を実現しよう</b> ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p>
<p>6 安全な水とトイレ を世界中に</p> 	<p><b>目標6:安全な水とトイレを世界中に</b> すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p> 	<p><b>目標7:エネルギーをみんなに そしてクリーンに</b> すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する</p>
<p>8 働きがいも 経済成長も</p> 	<p><b>目標8:働きがいも経済成長も</b> 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の 基盤をつくろう</p> 	<p><b>目標9:産業と技術革新の基盤を作ろう</b> 強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る</p>
<p>10 人や国の不平等 をなくそう</p> 	<p><b>目標 10:人や国の不平等をなくそう</b> 各国内及び各国間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられる まちづくりを</p> 	<p><b>目標 11:住み続けられるまちづくりを</b> 包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>
<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p><b>目標 12:つくる責任 つかう責任</b> 持続可能な生産消費形態を確保する</p>
<p>13 気候変動に 具体的な対策を</p> 	<p><b>目標 13:気候変動に具体的な対策を</b> 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる</p>
<p>14 海の豊かさを 守ろう</p> 	<p><b>目標 14:海の豊かさを守ろう</b> 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさも 守ろう</p> 	<p><b>目標 15:陸の豊かさも守ろう</b> 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する</p>
<p>16 平和と公正を すべての人に</p> 	<p><b>目標 16:平和と公正をすべての人に</b> 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナーシップで 目標を達成しよう</p> 	<p><b>目標 17:パートナーシップで目標を達成しよう</b> 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化</p>

出典:「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」外務省仮訳



※SDGsでは、上記の17のゴールに紐づいた具体的な目標として、169のターゲットも設定されています。取組の洗い出しの際の参考にしてください。

#### (5)認定基準

- ・SDGsおおたスカイパートナーの認定は、申請時に提出された書類に基づき、SDGsの達成に向けて取り組む意思を区長が確認することにより行います。

#### (6)認定の有効期間

- ・認定の有効期間は、認定日から3年間です。  
今回の募集では、令和7年1月1日から令和9年12月31日までとなります。
- ・認定事業者に対し、事業者名・認定期間を記載した「SDGsおおたスカイパートナー認定証」を交付します。

#### (7)区HP等での公開

- ・認定事業者については、業種、事業者名、事業者ロゴ、SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)等を区ホームページにて公開します。

## 4. 登録内容の変更

- ・認定期間内に事業者名や代表者名等に変更があった場合は、以下の書類を区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにて届け出てください。

申請書等様式:

[https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota\\_plan/SDGs/partner/boshu.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/partner/boshu.html)

メールアドレス:[sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp](mailto:sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp)



▲申請書等様式はこちら

提出書類	
1	SDGsおおたスカイパートナー変更届出書(第4号様式)
2	申請時に提出した以下の書類のうち、変更があった書類 ・SDGsおおたスカイパートナー申請書(第1号様式) ・SDGsおおたスカイパートナー宣言書(第2号様式)

## 5. 認定の辞退

- ・認定後に、申請要件を満たさなくなった場合や認定の辞退を希望される場合は、以下の書類を区ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、メールにて届け出てください。また、SDGsおおたスカイパートナー認定証(第3号様式)を返還してください。

申請書等様式:

[https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota\\_plan/  
SDGs/partner/boshu.html](https://www.city.ota.tokyo.jp/kuseijoho/ota_plan/SDGs/partner/boshu.html)

メールアドレス:[sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp](mailto:sdgs-sky@city.ota.tokyo.jp)



▲申請書等様式はこちら

提出書類	
1	SDGsおおたスカイパートナー辞退届出書(第5号様式)

## 6. 認定の更新

- ・認定の有効期間の満了時に、認定の更新をすることができます。詳細なスケジュールは、今後、区ホームページ等でお知らせします。
- ・更新の際は、区ホームページを確認して必要書類をご準備いただき、申請フォームから申請をお願いいたします。